

## 名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託 仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、半田市（以下「本市」という。）が受託者に対して委託する「名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、業務を実施する上で必要な作業方法及び遵守すべき事項について定めるものとする。なお、本業務は、本特記仕様書のほか、設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）に基づくこととする。

### 2. 目的

本市は、海運業・醸造業・綿工業を中心として発展してきた歴史性と、知多半島の中核都市としての活力が共存するまちである。一方で、近年は中心市街地における商業地の活力低下や公共施設の老朽化などの課題を抱えており、今後は人口減少局面を迎えることが見込まれる中、知多半島の拠点都市にふさわしい都市機能の再構築が求められている。

本市の中心市街地には、JR半田駅および名鉄知多半田駅という2つの主要駅が立地しており、JR半田駅周辺では既に鉄道高架事業が進められている。加えて、名鉄河和線においても知多半田駅を中心とした鉄道高架化が計画されており、本地域は、鉄道高架事業を契機とした中心市街地の拠点形成および活性化が大きく期待される地区である。

本業務は、名鉄河和線の鉄道高架化を契機として、本市の中心市街地としてふさわしい都市機能や空間構成を明らかにするため、土地利用、交通、公共空間等の観点から沿線まちづくりの基本構想を立案し、その実現に向けた方策を検討することを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

### 4. 準拠法令等

本業務の遂行に際しては、仕様書によるほか、業務に関する法令、条例、規定、要綱等に準拠するとともに、各種指針、ガイドライン、基準等について適宜参考にするものとする。適用法令及び適用基準は、各業務着手段階時の最新版を遵守するものとし、業務計画書に記載すること。

また、市の総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図ること。

### 5. 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール、及び実施体制等を記載した業務計画書を作成すること。

#### (2) 調査区域の設定

鉄道高架化を契機とした沿線まちづくりの検討にあたり、別紙位置図を土地利用や交通、都市機能等の影響が想定される調査区域として設定する。土地利用や交通、都市機能等の影響が想定される範囲を調査区域として設定する。

また、広域的な都市構造や交通ネットワークとの関係性を考慮し、必要に応じて調査区域の考え方を整理する。

#### (3) 現況調査

調査区域及びその周辺について、既存資料の収集・整理を行い、以下の項目について現況の把握を行う。

##### ①広域的条件調査

都市機能の配置状況、都市構造の変遷、広域交通ネットワークの状況等

##### ②周辺市街地現況調査

周辺市街地における土地利用（建物用途）の状況、市街地の形成状況等

##### ③街路整備等状況調査

踏切交通量、踏切事故発生状況、周辺街路網の整備状況等

##### ④鉄道状況調査

駅の乗降客数、貨物取扱量、列車回数の推移等

#### (4) 現地踏査

調査区域内を対象に現地踏査を実施し、土地利用の状況、街路や公共空間の利用状況、踏切周辺の交通状況、鉄道施設の配置状況等について確認を行う。

また、資料調査では把握しきれない地域特性や課題、まちづくり上の留意点について整理し、以降の基本構想検討に反映する。

#### (5) 現況問題点の整理・整備課題の設定

鉄道、道路、土地利用、公共空間等の現況を踏まえ、連続立体交差事業を進める上での課題や、沿線まちづくりにおける問題点を整理し、今後解決すべき整備課題を設定する。

#### (6) 将来像とまちづくり目標の設定

上位・関連計画やこれまでの検討成果を踏まえ、鉄道高架化後の沿線地区が目指す将来像を設定するとともに、土地利用、交通、生活環境、防災等の観点からまちづくりの目標を整理する。

## (7) 基本構想の検討立案

上記(6)で設定した将来像・目標を実現するため、以下の内容について基本構想を検討・立案する。

- ①土地利用計画（高架下利用を含む）
- ②交通計画（道路、駅前広場等）
- ③公園緑地計画
- ④排水計画
- ⑤公益施設計画

## (8) 報告書作成

上記までの一連の検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

## 6. 成果品

- |             |    |
|-------------|----|
| (1) 報告書     | 2部 |
| (2) 上記電子データ | 1式 |

## 7. 受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に記載されていない事項の取り扱いについては双方協議により決定するものとする。

## 8. 図書との貸与

- (1) 業務の実施に際し、必要な図書資料等を市の承諾を受けて借りるものとする。
- (2) 貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3) 業務に文献等やその他の資料を引用する場合は、当該文献資料名を必ず明記するものとする。

## 9. 検査

受注者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ市の検査を受けなければならない。また、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

また、成果品の引渡後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又修正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

## 10. 秘密の厳守

受注者は、本業務で知りえた全ての事項について秘密を厳守し、市の承認なしに他に漏らしたり、転用してはならない。

また、成果品を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、市の承認を得たときはこの限りではない。

## 11. 著作権及び所有権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、市に帰属するものとする。
- (2) 本業務における成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (3) 本業務において、受注者は著作権人権を行使しないものとする。

## 12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議することとする。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。
- (2) 受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。